

久慈市立久慈小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態には以下のようなものがあると考える。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

子どもは集団での関わり合いの中で、相互に認め合い、温かい人間関係を構築していくことで安心した生活を送ることができる。しかし、子ども相互の関わり合いの中に他者を排除するような雰囲気や心身に深刻な被害をもたらす行為があると、子どもの健やかな成長を阻害するだけでなく、個人の将来へも多大な影響を及ぼす要因となるものであると認識する必要がある。

そこで、いじめはどの集団にも、どの児童にも起こる可能性があるすべての児童に関係する人権侵害問題であることを踏まえながら、児童が安心して学校生活を送れるよう学校や家庭、地域が一体となっていじめの防止に取り組んでいかなければならない。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、継続的な児童観察、児童理解を深めていかなければならない。

なお、いじめを確認した場合には組織的に対応できるように校内の組織の他に関係機関との連携を図る体制整備を図る。

3 いじめの基本認識

- いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団に対し、適切な指導と支援が必要である。
- いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する組織

1 いじめ対策委員会

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

□ 構成員

校長 副校長 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭
特別支援コーディネーター (スクールカウンセラー)

※ 必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

□ 内容

- ①いじめ防止基本方針の取り組みの実施状況と検証
- ②アンケート及び教育相談の実施と結果報告 (各学級・学年の状況報告等)
- ③未然防止, 早期発見の取組
- ④重大事案の対応

□ 開催時期

学期1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催する。

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- 学級や学年, 学校での生活が安全で安心であることを保証するとともに, 友達の思いを共感的に受け止めることができ, 児童相互が尊重し合い, 高め合うことのできる人間関係の構築に取り組む。
- 行事, 体験活動, 集団活動等様々な教育活動の中で, 児童一人ひとりが活躍する場を設けることで, 他者との関わりを通して他者へ共感したり自己有用感を味わったりできる教育活動を推進する。
- すべての教師がわかりやすい授業を心がけ, 基礎基本の定着を図るとともに, 学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- 全ての教育活動を通じて, 人間としての在り方を見つめ, 人間として適切な行為を主体的に選択・実践できる道徳的価値の育成を図る。また, 道徳の授業では, 「主に他の人との関わりに関すること」の内容項目と関連付けて指導する。
- いじめの未然防止のために4月に「いじめZERO集会」を実施し, 児童にいじめを「しない」「させない」意識を持たせる。
- 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ, いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 いじめZERO集会

- ねらい
仲良く楽しい学校生活を送ろうとする気持ちを高めるとともに, いじめは絶対に「しない」「させない」意識を持たせる。
- 実施時期
6月
- 内容 (例)
 - いじめに関する本の読み聞かせや劇を鑑賞し, 意見交流をする。
 - いじめZERO宣言を作成 (個人・学級) を作成し, 発表する。
 - ※ 学年末に振り返りをする。

3 児童に培う力とその取組

- 他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心と相互に心が通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- 児童が主体的に授業や行事に参加し活躍できるような集団作りを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合うことができる力を育む。
- 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人ひとりのストレス状態の把握に努め、個々のストレスマネジメントの力を高める。

4 児童の主体的な取組

- 児童会年度スローガンに、人間関係に関することを位置づけ、仲間を思いやりながら生活していくことを目標としていく。
- 児童会生活目標を4・5月、1・2月を「あいさつ」、8・9月を「遊び」、10月を「友達のよさを見つける」と設定し、学年委員を中心に取り組みを考え、実践することによって、共感的な人間関係作りや自己肯定感の醸成を図っていく。
- 思いやりの心とコミュニケーション能力の高まりをねらいとした、異学年間での交流行事、「久慈小ふれあい交流タイム」の実施
- 好ましい人間関係作りを目指した各学年による学年レクリエーションの実施

5 家庭・地域との連携

- いじめ防止基本方針を保護者・地域住民に理解していただくために、PTA総会で説明する。またホームページで公開する。
- PTAの会議や学級懇談会、期末面談、地区懇談会等で児童の交友関係の様子について情報交換ができるようにする。
- 道徳授業参観を実施し、保護者、地域住民に道徳の授業を公開する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

いじめ問題にかかわる研修会 生徒指導研修会（7月） 職員会議時

IV いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- いじめや人間関係のトラブルについて、どんなことでも気軽に相談できるような児童と教師の信頼関係のある学級経営を心がける。
- 児童の日常の様子を休み時間も含めて細かに観察し、様子が気になる児童や他児童からの情報等を教職員間で共有しながら早期発見に努める。
- 学級懇談会、期末面談、地区懇談会等でいじめの有無について情報交換ができるようにする。
- 地域や学童保育所、関係機関と情報交換を行い連携を深める。
- 「連絡帳」や「家庭学習ノート」、「日記」などの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取りあうようにする。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童からの情報収集を定期的に行う。

- 児童を対象としたアンケート調査 年3回（5月、11月、2月）
- 保護者を対象としたアンケート調査 年2回（6月、11月）
- 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年3回（6月、10月、2月）

- いじめを受けた児童の心のケアを重要視し、その後の学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図った指導を行う。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめに対する措置（いじめ解消の判断について）

- いじめが解消したかどうかは、次の2つの要件が満たされているかで判断する。
 - ①いじめに係る行為が相当の期間、止んでいること。（3か月を目安とする。）
 - ②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 上記の期間が経過しても、行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

4 いじめが起きた集団への対応

- いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

5 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、久慈市教育委員会及び久慈警察署と連携して対処する。

6 ネットいじめへの対応

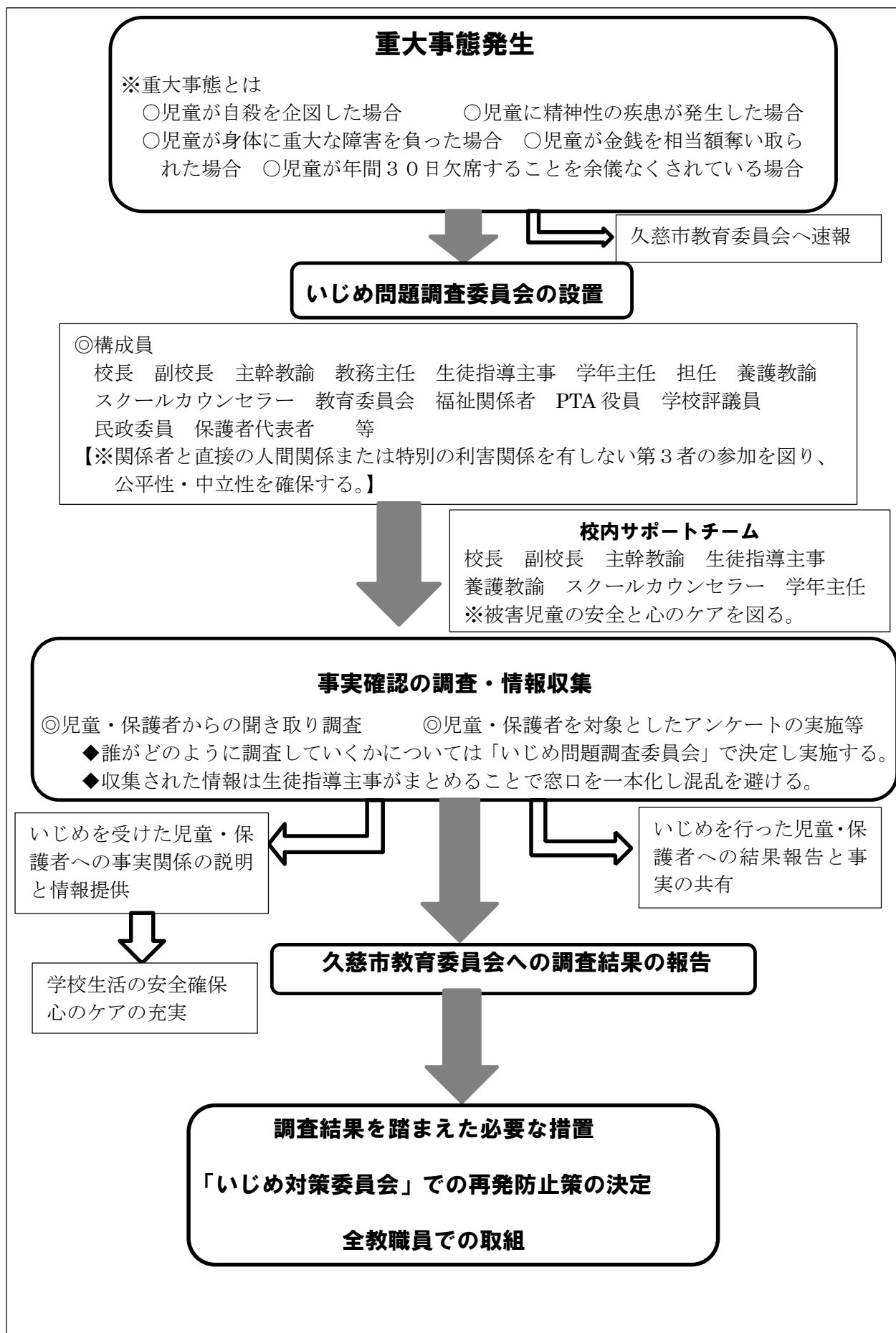
- インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、緊急の「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、久慈市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- 児童の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに久慈警察署に通報し、適切な援助を求める。
- インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話、スマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ なお、児童生徒や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態ととらえるものである。

2 重大事態への対処（学校が調査の主体となる場合）



3 重大事態への対処（久慈市教育委員会が調査の主体となる場合）

久慈市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VII いじめの防止等のための年間計画

| 月 | 教職員等 | 防止対策 | 早期発見 | 児童の主体的な活動 |
|----|---|----------------------|-----------------------------------|---|
| 4 | ○いじめ対策委員会（全職員・職員会議にて） （基本方針の共通理解，年間計画確認） ○PTA 総会 （いじめ防止基本方針の紹介・理解） | ○学級開き ○学級づくり | ◇家庭訪問 ◇学年・学級懇談 | ☆生活目標 明るく楽しい学校にしよう ○1年生を迎える会 ○児童総会 |
| 5 | | ○運動会の取組 | ◇生活の様子調べ ◇学校評価アンケート | ☆生活目標 明るく楽しい学校にしよう ○がんばろう集会 |
| 6 | | ○いじめゼロ集会 | ◇教育相談 ◇保護者いじめアンケート ◇Q・U テスト | ○ふれあい集会 |
| 7 | ○いじめ対策委員会 （アンケート結果，1学期報告） ○生徒指導研修会 | | ◇期末面談 ◇地区懇談会 | |
| 8 | | ○野外活動の取組 | ◇みつばちとの懇談会 | ☆生活目標 進んで運動し，たくましい心と体を作ろう |
| 9 | | ○修学旅行の取組 ○遠足 | ◇生活の様子調べ | ☆生活目標 進んで運動し，たくましい心と体を作ろう |
| 10 | | ○学習発表会の取組 ○道徳授業参観 | ◇教育相談 ◇学年・学級懇談 | ☆生活目標 友達のよさを見つけよう |
| 11 | | | ◇保護者いじめアンケート | |
| 12 | ○いじめ対策委員会 （アンケート結果，2学期報告） | | ◇学校評価アンケート ◇期末面談 | |
| 1 | | | | ☆生活目標 明るく楽しい学校にしよう |
| 2 | ○学校評議委員，民生委員との話し合い | | ◇生活の様子調べ ◇教育相談 ◇学年・学級懇談 | ☆生活目標 明るく楽しい学校にしよう ○6年生を送る会 ○感謝の会（仮） |
| 3 | ○いじめ対策委員会 （アンケート結果，3学期報告） | ○1年間のまとめ 振り返り | | |

いじめ防止基本方針
 学習会
 事案発生時のいじめ防止委員会の緊急開催

スクールカウンセラーとの連携
 日常の観察

VIII 学校評価

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関する事
- いじめの早期発見にかかわる取組に関する事

2 学校の取組の検証体制

自校の取組に対しては、PDCAのサイクルをもち検証していくようにする。

P (PLAN)

「久慈市立久慈小学校いじめ防止基本方針」の策定

- 全教職員による共通理解
- PTA 総会、学校評議員会議等での説明

D (DO)

いじめ防止の取組の実施

- 「いじめ防止等のための年間計画」に沿った行事等の取組
- 日常生活での観察や家庭との連携による情報収集
- 生活アンケートによる実態把握と実態に応じた指導

C (CHECK)

学校の取組・様子に対する調査

- 学校評価アンケートの実施
- 学年・学級懇談、地区懇談会の開催

A (ACTION)

取組内容の見直しと新たな取組

- 各アンケート等の結果分析
- 児童の様子との分析と実態把握
- 分析結果を受けたいじめ防止策の改訂と立案
- 分析結果を受けた取組

IX その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域とが組織的に連携・協働する体制を構築する。